

# 帝京平成大学履修規則

## 第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 帝京平成大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、帝京平成大学（以下「本学」という。）における、授業科目の履修に係る事項は、この規則の定めるところによる。

2 薬学部薬学科に関する履修規則は、帝京平成大学薬学部履修規則に定める。

## 第2章 授業科目及び単位数

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、学則別表第1に定める。

2 前項の授業科目は、次の各号のとおり取扱いを区分する。

(1) 必修科目は、単位修得を必要とする科目

(2) 選択必修科目は、定められた科目から所定の単位数以上の修得を必要とする科目

(3) 選択科目は、任意に選択して単位修得する科目

(授業への出席)

第3条 特別の事由がない限り、履修登録をした授業科目の全ての時限に出席しなければならない。

なお、特別の事由とは、事故、病気、自然災害等をいう。

## 第3章 履修登録

(時間割)

第4条 授業の時間割は、学年又は学期の始めに公示する。

(履修登録)

第5条 学生は、学年又は学期の始めの指定する期間内に、授業科目の履修登録を行うものとする。

2 登録していない授業科目の単位は与えない。

3 後期には、指定する期間内であっても、原則として前期科目、通年科目及び集中科目の変更、取消及び追加はできない。

(履修方法)

第6条 履修方法については、学期の始めに指導する。学生は、この指導に基づいて授業科目を履修するものとする。

2 必修科目及び履修指導によって指示された授業科目は、原則として当該年度において履修するものとする。

3 授業科目は、原則として定められたクラスで履修しなければならない。

4 年間で履修登録できる授業科目の単位数の上限は、49単位とする。ただし、教育上やむを得ない場合で、大学が認めた場合には、単位数の上限を超えて履修することができる。

(履修制限)

第7条 次の各号の一に該当する場合、その授業科目の履修を認めない。

(1) 既に単位を修得した授業科目

- (2) 授業時限が重複する授業科目
- (3) 在籍する学年より上級学年に配置されている授業科目

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、履修を認めないことがある。

(他学科履修)

第8条 学生の所属する学科にない他学科の授業科目は、担当教員の承認が得られた場合に履修することができる。ただし、卒業に必要な単位として認定されるものは60単位までとする。

(指定保育士養成施設に係る科目の受講制限)

第9条 現代ライフ学部児童学科における指定保育士養成施設の指定科目において、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に基づき、必修科目、選択必修科目及び教養科目のうち、実技及び演習については、50人以下で授業を行うものとする。

(栄養士養成施設に係る科目の受講制限)

第10条 健康メディカル学部健康栄養学科における栄養士養成施設の指定科目において、栄養士養成施設指導要領第8条第2項に基づき、栄養士養成科目については、おおむね40人で授業を行うものとする。

(留年となった場合の履修)

第11条 留年となった者は、既に単位を修得した授業科目を除き、進級に係るすべての授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 留年となった者は、上級学年に配置されている授業科目を仮履修できる。仮履修した授業科目の単位認定は行わないが、進級後の正規履修の評価時に考慮する。なお、仮履修できる授業科目については、学科ごとに別に定める。

## 第4章 試験

(試験)

第12条 履修登録した授業科目の試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。

- 2 試験は、筆記試験、実技試験、面接試験、論文、報告書又はこれらの併用によって行う。ただし、科目によっては、平常の成績考査をもって試験に代えることがある。
- 3 定期試験、追試験及び再試験の期間は学年始めに公示し、時間や場所等は、その都度公示する。
- 4 成績評価の基準は、シラバスに記載する。

(受験資格)

第13条 次の各号の一に該当する者は、原則として試験を受験することができない。

- (1) 授業料等を所定の期日までに納付していない者
- (2) 履修登録をしていない授業科目を受験しようとする者
- (3) 出席時限数が当該科目の総時限数の3分の2に達しない者
- (4) 学生証を所持しない者

(追試験)

第14条 やむを得ない理由により定期試験を欠席し、公示された受付締切日までに試験欠席届及び試験欠席の事由を証明する書類を提出した者を対象に追試験を行う。

- 2 欠席の事由が認められた者は、公示された受付締切日までに追試験受験料を添えて所定の追試験

願を提出し、許可された場合に限り受験することができる。

- 3 追試験を欠席した者に対して、再度試験は行わない。
- 4 追試験における成績は、定期試験に準ずる。

(再試験)

第15条 定期試験等で不合格となり、単位を修得できていない者を対象に再試験を行うことがある。

- 2 再試験を受験しようとする者は、公示された受付締切日までに再試験受験料を添えて所定の再試験願を提出し、許可された場合に限り受験することができる。
- 3 再試験を欠席した者に対して、再度試験は行わない。
- 4 再試験における成績は、60点を上限とする。

(試験の規律)

第16条 試験における学生の遵守すべき事項は、その都度公示する。

- 2 試験における不正行為に関する事項は、帝京平成大学不正行為規程に定める。

## 第5章 転科

(転科)

第17条 他の学部・学科に転科を志願する者に対しては、選考の上、許可することがある。転科の受付は年2回とし、前期の受付で転科を許可された学生は同年度の10月異動とし、後期の受付で転科を許可された学生は次年度の4月異動とする。

- 2 転科を志願する者は、公示された受付締切日までに転科願を提出し、許可された場合に限り選考試験を受けることができる。
- 3 転科先として認められる学部・学科及び受入年次については、その都度公示する。
- 4 選考方法及び合否結果の発表方法については、その都度公示する。
- 5 6年制の学科から4年制の学科へ転科した場合の在学期間は、卒業に必要とされる修業年限の2倍を超えないものとする。
- 6 転科先に最低1年間は在籍することを卒業要件とする。
- 7 転科後に履修しなければならない授業科目及び修得単位数については別に定める。

## 第6章 進級

(進級)

第18条 進級するには、各学科において定められた要件を満たしていなければならない。それに満たない場合は留年となる。

- 2 各学部の学科に定める進級要件は次のとおりとする。

(1) 現代ライフ学部

| 学科         | 1年次修了時        | 2年次修了時  | 3年次修了時 |
|------------|---------------|---|--------|
| 人間文化学科     | 20 単位以上<br>修得 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・50 単位以上修得</li> <li>・セミナー、英語、コンピュータ演習の全必修科目修得</li> </ul>             | 進級要件なし |
| 経営マネジメント学科 |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・50 単位以上修得</li> <li>・セミナー、英語もしくは中国語、コンピュータ演習 I の全必修科目修得</li> </ul>   |        |
| 児童学科       |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・50 単位以上修得</li> <li>・セミナー、英語、コンピュータ演習の全必修科目修得</li> </ul>             |        |
| 観光経営学科     |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・50 単位以上修得</li> <li>・セミナー、英語（観光英語 A を除く）、コンピュータ演習の全必修科目修得</li> </ul> |        |

(2) 健康メディカル学部

| 学科     | 1年次修了時               | 2年次修了時  | 3年次修了時 |
|--------|----------------------|---|--------|
| 理学療法学科 | 在籍する学年に配置された全必修科目を修得 |   |        |
| 作業療法学科 |                      |   |        |
| 言語聴覚学科 |                      |   |        |
| 臨床心理学科 | 20 単位以上<br>修得        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・60 単位以上修得</li> <li>・セミナー、英語、コンピュータ演習の全必修科目修得</li> </ul> | 進級要件なし |
| 健康栄養学科 |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・60 単位以上修得</li> <li>・2年次までの全必修科目修得</li> </ul>            |        |
| 医療科学科  |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・50 単位以上修得</li> <li>・セミナー、英語、コンピュータ演習の全必修科目修得</li> </ul> |        |

(3) ヒューマンケア学部

| 学科     | 1年次修了時               | 2年次修了時 | 3年次修了時 |
|--------|----------------------|--------|--------|
| 看護学科   | 在籍する学年に配置された全必修科目を修得 |        |        |
| 柔道整復学科 |                      |        |        |
| 鍼灸学科   |                      |        |        |

(4) 健康医療スポーツ学部

| 学科       | 1年次修了時               | 2年次修了時                                      | 3年次修了時 |
|----------|----------------------|---|--------|
| 理学療法学科   | 在籍する学年に配置された全必修科目を修得 |   |        |
| 作業療法学科   |                      |   |        |
| 柔道整復学科   |                      |   |        |
| 医療スポーツ学科 | 20 単位以上<br>修得        | ・50 単位以上修得<br>・セミナー、英語、コンピュータ演習の<br>全必修科目修得 | 進級要件なし |
| 看護学科     | 在籍する学年に配置された全必修科目を修得 |   |        |

- 3 前項にかかわらず、学年制の学科において、在籍する学年に配置されている必修科目が未修得の場合でも、次学年へ仮進級できる。なお、仮進級の要件については、学科ごとに別に定める。

第7章 卒業

(卒業)

- 第19条 卒業するには、学則別表第1に記載された必修科目、選択必修科目、及び選択科目を履修し、以下の単位を修得しなければならない。それに満たない場合は留年となる。

(1) 現代ライフ学部人間文化学科人間文化専攻

| 科目分類      | 必修  | 選択    | 卒業単位  |
|-----------|-----|-------|-------|
| 現代ライフ基礎   | 8単位 | 110単位 | 124単位 |
| 学習の基本とスキル | 6単位 |       |       |
| 人文科学      |     |       |       |
| 社会科学      |     |       |       |
| 環境科学      |     |       |       |
| 情報科学      |     |       |       |
| スポーツ科学    |     |       |       |
| 卒業論文      |     |       |       |
| 福祉        |     |       |       |
| メディア文化    |     |       |       |
| 国際文化      |     |       |       |
| キャリア形成    |     |       |       |

(2) 現代ライフ学部経営マネジメント学科

| 科目分類      | 必修  | 選択必修 | 選択   | 卒業単位  |
|-----------|-----|------|------|-------|
| 現代ライフ基礎   | 8単位 |      | 92単位 | 124単位 |
| 学習の基本とスキル | 4単位 | 4単位  |      |       |

|              |      |  |  |  |
|--------------|------|--|--|--|
| マネージメント基礎    | 16単位 |  |  |  |
| マネージメント理論と実務 |      |  |  |  |
| 社会生活環境       |      |  |  |  |
| 教育とライフデザイン   |      |  |  |  |
| メディアと情報      |      |  |  |  |
| 健康とスポーツ      |      |  |  |  |
| 国際社会と歴史      |      |  |  |  |
| 情報サイエンス基礎    |      |  |  |  |
| 情報システム基礎     |      |  |  |  |
| 情報応用         |      |  |  |  |
| 医療管理         |      |  |  |  |
| 特別科目         |      |  |  |  |

(3) 現代ライフ学部児童学科

| 科目分類      | 必修  | 選択    | 卒業単位  |
|-----------|-----|-------|-------|
| 現代ライフ基礎   | 8単位 | 108単位 | 124単位 |
| 学習の基本とスキル | 6単位 |       |       |
| 現代社会の基礎   |     |       |       |
| 児童基礎      | 2単位 |       |       |
| 保育の基礎     |     |       |       |
| 保育内容と保育応用 |     |       |       |
| こどもの理解    |     |       |       |
| こどもと小学校   |     |       |       |
| こどもとまなび   |     |       |       |
| こどもと障害    |     |       |       |
| 社会福祉      |     |       |       |
| キャリアと現代社会 |     |       |       |

(4) 現代ライフ学部観光経営学科

| 科目分類         | 必修  | 選択必修 | 選択   | 卒業単位  |
|--------------|-----|------|------|-------|
| 現代ライフ基礎      | 8単位 |      | 86単位 | 124単位 |
| 学習の基本とスキル    | 6単位 |      |      |       |
| 人間と文化        |     |      |      |       |
| 人間と社会        |     |      |      |       |
| 人間と環境        |     |      |      |       |
| マネージメント基礎    | 6単位 |      |      |       |
| マネージメント理論と実務 | 2単位 |      |      |       |
| 専門基礎科目       | 6単位 |      |      |       |
| 専門科目         | 4単位 | 6単位  |      |       |
| キャリア形成       |     |      |      |       |
| 特別科目         |     |      |      |       |

(5) 健康メディカル学部理学療法学科

| 科目分類 | 必修 | 選択必修 | 選択  | 卒業単位  |
|------|----|------|-----|-------|
| I群   |    | 2単位  | 5単位 | 124単位 |
| II群  |    | 2単位  |     |       |
| III群 |    | 2単位  |     |       |

|      |      |  |  |  |
|------|------|--|--|--|
| IV群  | 2単位  |  |  |  |
| V群   |      |  |  |  |
| VI群  |      |  |  |  |
| VII群 | 10単位 |  |  |  |
| 専門基礎 | 36単位 |  |  |  |
| 専門   | 65単位 |  |  |  |

(6) 健康メディカル学部作業療法学科

| 科目分類 | 必修   | 選択必修 | 選択   | 卒業単位  |
|------|------|------|------|-------|
| I群   |      | 2単位  | 11単位 | 124単位 |
| II群  |      | 2単位  |      |       |
| III群 |      | 2単位  |      |       |
| IV群  | 2単位  |      |      |       |
| V群   |      |      |      |       |
| VI群  |      |      |      |       |
| VII群 | 10単位 |      |      |       |
| 専門基礎 | 32単位 |      |      |       |
| 専門   | 60単位 | 3単位  |      |       |

(7) 健康メディカル学部言語聴覚学科

| 科目分類 | 必修   | 選択必修 | 選択   | 卒業単位  |
|------|------|------|------|-------|
| I群   |      | 4単位  | 12単位 | 124単位 |
| II群  |      |      |      |       |
| III群 |      |      |      |       |
| IV群  | 2単位  |      |      |       |
| V群   |      |      |      |       |
| VI群  |      |      |      |       |
| VII群 | 10単位 |      |      |       |
| 専門基礎 | 40単位 | 8単位  |      |       |
| 専門   | 48単位 |      |      |       |

(8) 健康メディカル学部臨床心理学科

| 科目分類 | 必修   | 選択必修 | 選択   | 卒業単位  |
|------|------|------|------|-------|
| I群   | 2単位  |      | 74単位 | 124単位 |
| II群  |      |      |      |       |
| III群 |      |      |      |       |
| IV群  | 2単位  |      |      |       |
| V群   |      |      |      |       |
| VI群  |      |      |      |       |
| VII群 | 20単位 |      |      |       |
| 専門基礎 | 8単位  | 8単位  |      |       |
| 専門   | 2単位  | 8単位  |      |       |
| 特別科目 |      |      |      |       |

(9) 健康メディカル学部健康栄養学科

| 科目分類 | 必修 | 選択  | 卒業単位  |
|------|----|-----|-------|
| I群   |    | 7単位 | 124単位 |
| II群  |    |     |       |

|      |      |  |  |
|------|------|--|--|
| Ⅲ群   |      |  |  |
| Ⅳ群   | 2単位  |  |  |
| Ⅴ群   |      |  |  |
| Ⅵ群   |      |  |  |
| Ⅶ群   | 10単位 |  |  |
| 専門基礎 | 48単位 |  |  |
| 専門   | 57単位 |  |  |

(10) 健康メディカル学部医療科学科

| 科目分類 | 必修   | 選択    | 卒業単位  |
|------|------|-------|-------|
| Ⅰ群   |      | 110単位 | 124単位 |
| Ⅱ群   |      |       |       |
| Ⅲ群   |      |       |       |
| Ⅳ群   | 2単位  |       |       |
| Ⅴ群   |      |       |       |
| Ⅵ群   |      |       |       |
| Ⅶ群   | 12単位 |       |       |
| 専門基礎 |      |       |       |
| 専門   |      |       |       |

(11) ヒューマンケア学部看護学科

| 科目分類           | 必修   | 選択必修 | 卒業単位  |
|----------------|------|------|-------|
| 人間と生活・社会の理解    | 6単位  | 8単位  | 124単位 |
| 科学的思考の基盤       | 10単位 |      |       |
| 人体の構造と機能・疾病と回復 | 15単位 | 2単位  |       |
| 健康支援と社会保障制度    | 12単位 |      |       |
| 基礎看護学          | 12単位 |      |       |
| 成人看護学          | 7単位  |      |       |
| 高齢者看護学         | 4単位  |      |       |
| 小児看護学          | 4単位  |      |       |
| 母性看護学          | 4単位  |      |       |
| 精神看護学          | 4単位  |      |       |
| 在宅看護学          | 4単位  |      |       |
| 看護の統合と実践       | 9単位  |      |       |
| 臨地実習           | 23単位 |      |       |
| 保健師課程          |      |      |       |
| 助産師課程          |      |      |       |

(12) ヒューマンケア学部柔道整復学科

| 科目分類      | 必修   | 選択必修 | 選択  | 卒業単位  |
|-----------|------|------|-----|-------|
| 人間と生活     |      | 2単位  | 3単位 | 124単位 |
| 情報        | 2単位  |      |     |       |
| コミュニケーション | 10単位 |      |     |       |
| 専門基礎科目    | 48単位 |      |     |       |
| 専門科目      | 59単位 |      |     |       |



## (13) ヒューマンケア学部鍼灸学科

| 科目分類      | 必修   | 選択必修 | 選択   | 卒業単位  |
|-----------|------|------|------|-------|
| 人間と生活     |      | 2単位  | 10単位 | 124単位 |
| 情報        | 2単位  |      |      |       |
| コミュニケーション | 10単位 |      |      |       |
| 専門基礎科目    | 30単位 |      |      |       |
| 専門科目      | 70単位 |      |      |       |

## (14) 健康医療スポーツ学部理学療法学科

| 科目分類      | 必修   | 選択必修 | 卒業単位  |
|-----------|------|------|-------|
| 経営と社会     |      | 2単位  | 124単位 |
| 情報と社会     | 2単位  |      |       |
| 人間と福祉     |      |      |       |
| コミュニケーション | 10単位 |      |       |
| レクリエーション  | 1単位  |      |       |
| 専門基礎      | 35単位 |      |       |
| 選択専門基礎    |      | 2単位  |       |
| 専門        | 70単位 | ※2単位 |       |

## (15) 健康医療スポーツ学部作業療法学科

| 科目分類      | 必修   | 選択必修 | 選択  | 卒業単位  |
|-----------|------|------|-----|-------|
| 経営と社会     |      | 2単位  | 3単位 | 124単位 |
| 情報と社会     | 2単位  |      |     |       |
| 人間と福祉     |      | 2単位  |     |       |
| コミュニケーション | 8単位  |      |     |       |
| レクリエーション  | 1単位  |      |     |       |
| 専門基礎      | 37単位 |      |     |       |
| 選択専門基礎    | 2単位  | 2単位  |     |       |
| 専門        | 63単位 | 2単位  |     |       |

## (16) 健康医療スポーツ学部柔道整復学科

| 科目分類      | 必修   | 選択必修 | 選択  | 卒業単位  |
|-----------|------|------|-----|-------|
| 経営と社会     |      | 2単位  | 8単位 | 124単位 |
| 情報と社会     | 2単位  |      |     |       |
| 人間と福祉     |      | 2単位  |     |       |
| コミュニケーション | 8単位  |      |     |       |
| レクリエーション  | 1単位  |      |     |       |
| 専門基礎      | 44単位 |      |     |       |
| 選択専門基礎    |      | 2単位  |     |       |
| 専門        | 53単位 | 2単位  |     |       |

## (17) 健康医療スポーツ学部医療スポーツ学科

| 科目分類      | 必修   | 選択必修 | 選択    | 卒業単位  |
|-----------|------|------|-------|-------|
| 経営と社会     |      | 2単位  | 105単位 | 124単位 |
| 情報と社会     | 2単位  |      |       |       |
| 人間と福祉     |      | 2単位  |       |       |
| コミュニケーション | 10単位 |      |       |       |
| レクリエーション  | 1単位  |      |       |       |
| 専門基礎      |      |      |       |       |

|        |  |     |  |  |
|--------|--|-----|--|--|
| 選択専門基礎 |  | 2単位 |  |  |
| 専門     |  |     |  |  |
| キャリア形成 |  |     |  |  |

(18) 健康医療スポーツ学部看護学科

| 科目分類          | 必修   | 選択必修 | 卒業単位  |
|---------------|------|------|-------|
| 経営と社会         | 2単位  |      | 124単位 |
| 情報と社会         | 2単位  |      |       |
| 人間と福祉         | 4単位  | 2単位  |       |
| コミュニケーション     | 8単位  | 2単位  |       |
| レクリエーション      | 2単位  |      |       |
| 人体の構造と機能      | 8単位  |      |       |
| 疾病の成り立ちと回復の促進 | 12単位 |      |       |
| 健康支援と社会保障制度   | 9単位  |      |       |
| 選択専門基礎        |      | 4単位  |       |
| 専門分野Ⅰ         | 11単位 |      |       |
| 専門分野Ⅱ         | 23単位 |      |       |
| 統合分野          | 12単位 |      |       |
| 臨地実習          | 23単位 |      |       |
| 保健師課程         |      |      |       |
| 助産師課程         |      |      |       |

(卒業見込要件)

第20条 卒業見込証明書を発行するためには、3年次修了時点で75単位以上を修得していることとする。ただし、学年制の学科については、最終学年に進級していることとする。

第8章 雑則

(改廃)

第21条 この規則の改廃については学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する
- 2 この規則は、昭和63年1月1日から改定施行する
- 3 この規則は、平成6年4月1日から改定施行する。

平成6年3月31日に本学の学部在学する者及びそれと同学年次に編入学する者にあつては、授業科目・履修方法及び単位の修得については、この規則の規定にかかわらず、別に定める移行措置による。

- 4 この規則は、平成7年4月1日から改定施行する。

- 5 この規則は、平成8年4月1日から改定施行する。
- 6 この規則は、平成9年4月1日から改定施行する。
- 7 この規則は、平成10年4月1日から改定施行する。
- 8 この規則は、平成11年4月1日から改定施行する。
- 9 この規則は、平成12年4月1日から改定施行する。
- 10 この規則は、平成13年4月1日から改定施行する。
- 11 この規則は、平成14年4月1日から改定施行する。
- 12 この規則は、平成15年4月1日から改定施行する。
- 13 この規則は、平成16年4月1日から改定施行する。
- 14 この規則は、平成17年4月1日から改定施行する。
- 15 この規則は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 16 この規則は、平成19年4月1日から改定施行する。
- 17 この規則は、平成21年4月1日から改定施行する。
- 18 この規則は、平成22年4月1日から改定施行する。
- 19 この規則は、平成23年4月1日から改定施行する。
- 20 この規則は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 21 この規則は、平成25年4月1日から改定施行する。
- 22 この規則は、平成26年4月1日から改定施行する。
- 23 この規則は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 24 この規則は、平成28年4月1日から改定施行する。
- 25 この規則は、平成29年4月1日から改定施行する。
- 26 この規則は、平成30年4月1日から改定施行する。